

宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年6月19日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子
宮城県監査委員	成	田	由 加 里

記

1 監査委員の報告日

平成27年3月27日

2 通知のあった日

平成27年5月29日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 仙台臨海鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

東日本大震災の復旧事業や、主要取引先の事業再開が遅れたことなどにより、繰越欠損金が増加したが、このような経営状況の中、平成25年度に当期純損益は4期ぶりに黒字に転じ、また、平成26年度については営業利益の赤字幅は圧縮、当期純損益も2期連続の黒字決算の見込みであり、緩やかな回復の兆しがみられる。

県としては、経営改善5ヵ年計画に基づく取組みが効果的に実施され、収益構造の安定化が図られるよう引き続き関係者と連携を図りながら助言・指導を行っていく。

(2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

生活福祉資金貸付金償還金における多額の収入未済のうち特に長期滞納者の債権管理において、個別把握に基づく適切な管理が行われていないので、債権の管理体制について改善する必要がある。

ロ 措置の内容

宮城県社会福祉協議会では、平成24年8月に「生活福祉資金貸付金等債権管理計画」を策定し、定期的な電話催告及び長期延滞先への催告、現状把握の促進など計画的な債権回収の実施と特定社協を選定の上で重点的に償還指導を実施するなど関係機関との連携強化を図ってきた。また、平成27年2月に「福祉資金未回収金縮減に向けて」を策定し、借入人への償還意識の啓発、新たに滞納を発生させないための防止策、既に滞納が生じている者への償還促進、償還指導に応じない者への法的措置検討など様々な取組を行うこととしている。

県としては、償還に係る事務費や相談員の人件費等を補助していることから、事業の実績について毎年、実地確認を行っているところであるが、今後、「生活福祉資金貸付金等債権管理計画」や「福祉資金未回収金縮減に向けて」に基づき、適切に債権管理が図られるよう指導を行っていく。

なお、各市町村社協に配置されている相談員は、借入申込者に対する相談支援のほか、自立計画、関係機関の支援内容及び貸付金償還計画を作成するなど償還相談・指導を行っている。

(3) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 賃貸借契約において、受託業者への過払い等が認められたので、改善する必要がある。

(ロ) 機器備品の購入において、支払先の誤りが認められたので、対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 過払い等の再発防止のため、支払業務の管理体制及び確認体制の強化等を図り、適切な会計処理に努めるよう指導した。判明した過払い分については、平成25年度に一括返還の処理を行ったことを確認した。

(ロ) 支払先の誤りに係る再発防止のため、支払業務の管理体制及び確認体制の強化等を図り、適切な会計処理に努めるよう指導した。判明した支払先の誤りについては、平成25年度に返還の処理を行うとともに、正当債権者への支払処理を行ったことを確認した。

(4) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

入居率の維持・向上を図り、増収を目指すとともに、一般管理費の圧縮に努め、単年度黒字を継続するよう指導した。併せて、テクノプラザみやぎが策定した営業収益改善のための第3次中期事業計画が達成できるよう指導した。

今後、なお一層の工夫を行い経営の改善が図れるよう、引き続き、指導していく。

(5) 団体名 公益財団法人翠生農学振興会

イ 監査委員の報告の内容

県の出資目的であり、また、法人の定款目的でもある「地域社会に貢献する施策の実現」が行われているとは認められないので、下記「3 監査意見」のとおり、組織の在り方について抜本的な見直しを行う必要がある。

ロ 措置の内容

今回の指摘を受け、県として財団に対し、組織が適切に機能するよう、その抜本的な改編・刷新を行い管理体制を強化し、事業拡充に向けて中長期的な事業計画策定に関する取組を積極的に推進するよう指導を行った。

財団では、今般の指摘を重要視し、役員及び母体である東北大学農学部関係者で協議を行った。その中で、これまでの財団の在り方・運営について厳しく反省を行い、今後、農学部の全面的な支援の下で、役員の刷新も含め財団が責任ある執行体制を作っていく方針が示された。

それにより、まず組織体制の改編については、既存の4つの各種委員会の業務見直し・追加等を行い、また企画委員会を新設し体制を強化した。

特に企画委員会においては、目的に照らした事業の適格性の検討や、県・市町村等のニーズに対応する新規事業の提案等に加え、必要に応じ運営体制・組織体制の再検討を行うこととした。

また、月1回程度理事連絡会議を開催し、各委員会の事業進捗状況等の把握及び管理体制を強化することとした。

さらに、円滑な業務推進の観点から事務局体制を刷新するとともに、事務局職員を1名から2名体制とした。

収入の確保については、財産基盤をより強固なものとし公益事業を拡充するため、これまでの活動に加え、企業等への募金活動を強化することとした。

これらによる安定的な基盤のもと、調査・研究への助成事業や地方公共団体等と連携した各種事業等、より一層地域に貢献できる新規事業を行い、さらに中長期的には、県民参加型の活動等の実施を視野に入れた事業の実施を検討していくこととした。

県としては、出資目的の達成のため、財団の事業拡大が適正かつ着実になされ、時代のニーズの変化に応じた組織運営基盤が確立されるよう、財団から今年度の事業執行計画を提出させ、月毎にその事業執行状況の進行管理と指導等を行っていくこととする。また、財団との連携体制を見直し、農業技術普及や農村資源の保全に向けた啓蒙事業等、県農政の推進に資する事業を積極的に活用していくこととしている。

なお、財団の今年度の組織改善への取り組みや事業の執行状況等を検証していく中で、基本財産に見合った事業展開等が今後も見込めないと判断される場合は、県の出捐金相当額を県へ寄附することを要請し、出捐による関与関係を解消することを目指すこととする。

(6) 団体名 塩釜港開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

(ロ) 長期未収金が認められたので、引き続き改善に努める必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 管理経費の削減や未収家賃の徴収整理について、具体的状況を確認するとともに、計画的かつ抜本的な経営改善について必要な指導を行ってきたものであるが、今回の監査による指摘事項を踏まえ、経営改善について指導した。

その結果、東日本大震災のあった平成23年9月期（当該団体は9月決算）は赤字となったものの、その後、平成24年9月期から平成26年9月期まで3年連続で単年度黒字を計上しており、少額ながら欠損金を減少させていることを確認した。また、経営努力を一層推進することで今後も単年度黒字を確保し、欠損金の解消に努めるとともに、空テナントへの誘致活動を行い、売上を伸ばすことで経営の安定を図る旨の意思を確認した。

(ロ) 未収・滞納テナントの債権回収に努め、未収・滞納常習の不良テナントの排除も考慮し、良質のテナント誘致を進めるよう指導してきたものであるが、今回の監査による指摘事項を踏まえ、長期未収金の改善について指導した。

その結果、平成26年9月期は長期未収金の一部についての整理を行い、

平成 25 年 9 月期と比較し長期未収金が 14,443 千円減となっていることを確認した。また、引き続き債務弁済契約に基づき現金回収に努め、債務者に対して更なる働きかけを行うと同時に、進捗状況をチェックしながら回収に努める旨の意思を確認した。

(7) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

平成 23 年 10 月に上下分離を実施し、減価償却費の圧縮と金融機関からの長期借入金を精算し、安定的な経営を図るため、財務構造の抜本的な改善を実施してきた。また、社会的な情勢として、震災による風評被害や日中・日韓関係の悪化等により平成 26 年度の国際線航空旅客が震災前の 6 割程度しか回復していないなど、国際線航空旅客が不透明な状態にあるため、鉄道利用者の増につながる仙台空港利用促進策（既存路線の維持・拡充，新規路線の開設を目指した誘致活動（エアポートセールス））の取組み支援を継続して実施している。

その結果、鉄道利用者は、仙台空港への L C C の新規就航に伴う利用者増，並びに美田園駅，杜せきのした駅周辺の都市開発の進行に伴う，居住人口及び沿線施設への通勤者増加等により増加傾向となり，当該団体が策定した改善計画における需要予測値を上回り，着実に営業収入の増加が図られてきている。

しかしながら，継続的な営業損失が生じていることから，更なる営業費用の縮減のため，国有財産使用料の減免等について当該団体と一体となり関係機関との調整を図ると共に，運輸収入増加に向けての計画的な運賃改定や，運賃外収入の増加に向けて，駅舎や車両スペースの有効活用などによる増収対策を進めるべく助言及び指導の支援を行っていく。